

議案第197号

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を改める等の必要があるによる。

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例

福岡市火災予防条例（昭和37年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「の各号」を削り、同項第3号中「キュービクル式」の次に「（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成される急速充電設備をいう。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第11条の2第1項第1号中「及び消防長」を「、消防長」に改め、「いるもの」の次に「及び充電ポスト」を加え、同項第2号中「不燃性」を「、不燃性」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第4号中「雨水」を「その筐体は、雨水」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧」を「コネクターが電気自動車等に接続され、電圧」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講じる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めるときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号ただし書中「コネクターに」を削り、「もの」を「コネクター」に改め、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。  
第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。

第13条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 開放形鉛蓄電池を用いた蓄電池設備にあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、こ

の限りでない。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第24条第1項中「の各号」を削り、同条第3項を削り、同条第4項第2号中「並びに」を「及び」に、「及び別表第6の2に定める図記号による標識の設置」を「の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。）」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、消防長が指定する日本産業規格又は国際標準化機構が定める規格に適合するものとしなければならない。

第42条の4を次のように改める。

第42条の4 削除

第44条第1項中「の各号」を削り、同項第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	-	0
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	-	0
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	-	250	200	300	200
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	-	150	100	200	100
				使用温度が300℃未満のもの	-	100	50	100	50

を

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	-	0
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	-	0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	-	100	50	50	50
			不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	-	80	30	-
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの			-	250	200	300	200
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの			-	150	100	200	100
		使用温度が300℃未満のもの			-	100	50	100	50

に

改める。

別表第6の2を削る。

別表第7の2第42条の4第1項及び第2項に規定する防火・防災管理業務講習の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第11条の2第1項の改正規定(同項第2号中「不燃性」を「、不燃性」に改める部分及び同項第4号中「雨水」を「その筐体は、雨水」に改める部分を除く。)及び次項の

規定 令和5年10月1日

- (3) 第11条第1項第3号の2の改正規定、第11条の2第1項の改正規定（同項第4号中「雨水」を「その<sup>きょう</sup>筐体は、雨水」に改める部分に限る。）、第13条、第44条第1項第13号及び別表第3の改正規定並びに附則第3項から附則第5項までの規定 令和6年1月1日

(経過措置)

- 2 令和5年10月1日において現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の福岡市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 令和6年1月1日において現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第3項及び第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和6年1月1日において現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、令和6年1月1日において現に設置されているもの及び同日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。
- 6 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 7 この条例の公布の日において現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条

第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号による標識のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。